

介護老人保健施設 リハビリゾート青葉

指定訪問リハビリテーション・指定介護予防訪問リハビリテーション事業 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人若竹大寿会（以下、「運営法人」という。）が開設する介護老人保健施設リハビリゾート青葉（以下、「事業所」という。）が行う指定訪問リハビリテーション事業及び指定介護予防訪問リハビリテーション事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士（以下、「リハビリテーション職員等」という。）が、要介護者又は要支援者（以下、「要介護者等」という。）に対し、適正な指定訪問リハビリテーション又は指定介護予防訪問リハビリテーション（以下、「訪問リハビリテーション等」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 1 事業所の従業者は、要介護者等が居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他リハビリテーションを行うことにより、利用者の機能の維持回復を図る。

2 訪問リハビリテーション等の実施にあたっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するようその目的を設定し、その目的に沿ったリハビリテーションを計画的に行う。

3 訪問リハビリテーション等の実施にあたっては、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の居宅サービス事業者、他の介護予防サービス事業者、地域の保健・医療福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

5 指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称：介護老人保健施設 リハビリゾート青葉
- (2) 所在地：神奈川県横浜市青葉区奈良4-6-13

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者： 1名（常勤兼務）
管理者は、事業者の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 従業者の職種及び員数
医師： （常勤兼務1名）
理学療法士：（常勤兼務1名）
その他、必要に応じて雇用し配置する。
従業者は、利用者に交付した訪問リハビリテーション計画及び介護予防訪問リハビリテーション計画（以下「訪問リハビリテーション計画等」という。）に基づき、適正な指定訪問リハビリテーション等を提供する。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日：月曜日から土曜日までとする（祝日は営業する）。
但し、12月30日～1月3日までを除く。
- (2) 営業時間：午前9時分から午後6時までとする。
- (3) サービス提供日：月曜日から土曜日とする（祝日はサービス提供を行う）。
- (4) サービス提供時間：午前9時から午後6時までとする。

（訪問リハビリテーション等の提供方法）

第6条 訪問リハビリテーション等の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 当事業所の医師が利用者を診察し、医師が理学療法士・作業療法士・言語聴覚士に交付した訪問リハビリテーション指示書により、訪問リハビリテーション計画等を作成し、訪問リハビリテーション等を実施する。
- (2) 当事業所の医師がやむを得ず利用者を診察できない場合には、他の医療機関の医師から計画的な医学的管理を受けている利用者については他の医療機関の医師からの情報提供により、訪問リハビリテーション計画等を作成し、訪問リハビリテーション等を実施する。

（訪問リハビリテーション等の内容）

第7条 訪問リハビリテーション等の内容は次のとおりとする。

- (1) 心身機能に関すること。
関節の変形拘縮の維持改善、筋力の維持・改善、不安感・疼痛緩和等のための介入など。
- (2) 日常生活活動に関すること。
寝返りなどの体位変換、起き上がりや座位保持訓練、立ち上がり訓練、歩行訓練等、摂食・嚥下訓練等、日常生活動作の維持改善のための介入など。
- (3) 家族の支援に関すること。
家族への介助や介護の指導・相談など。

（利用料等その他の費用の額）

- 第8条 1 訪問リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問リハビリテーション等が法定代理受領サービスである時は介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。詳細は別添の料金表の通り。
- 2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う訪問リハビリテーション等に要した交通費は、通常の事業の実施地域を越えてからの実費額を徴収する。なお、自動車を利用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
通常の実施地域を越えてから往復分を1kmあたり 30円
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業を実施する地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、下記の地域とする。

- (1) 横浜市青葉区全域
- (2) 横浜市緑区の一部（長津田1～7丁目、長津田町（東向地団地）2100～2700番地）
- (3) 東京都町田市の一部
（緑山、成瀬台1～4丁目、成瀬、南成瀬1～8丁目、成瀬が丘1～3丁目、三輪町、小川1～4丁目、小川、高ヶ坂、東玉川学園、玉川学園1～8丁目、南大谷、つくし野1～4丁目、南つくし野、金森）

（相談・苦情対応）

- 第10条 1 事業所は、利用者及びその家族からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、訪問リハビリテーション等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。
- 2 事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から5年間保存する。
- 3 事業所は、自らが提出したサービスに関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他

の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは紹介に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って行う。

(衛生管理)

- 第11条 1 事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。
- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(緊急時における対応方法)

- 第12条 1 事業所は、利用者に対する訪問リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、管理者、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。
- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から5年間保管する。
- 3 事業所は、利用者に対する訪問リハビリテーション等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。
- 4 リハビリテーション職員等は訪問リハビリテーション等を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずる。

(虐待防止に関する事項)

- 第13条 1 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第14条 1 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕の提供を継続的に実施するための、及び非常

時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営についての留意事項）

- 第 15 条 1 事業所は、従業員の資質向上を図るため、次に掲げる研修の機会を設け、また、業務体制を整備する。
- (1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内。
 - (2) 継続研修 年 2 回。
- 2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。退職後も同様とする。
 - 3 事業所は、適切な指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
 - 4 事業所は、指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕に関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低 5 年間は保存するものとする。
 - 5 この規程が定める事項の外、運営に関する重要事項は運営法人と事業所の管理者との協議に基づいて別途定める。

（附則）

1. この規程は、平成 26 年 6 月 1 日から施工する。
2. 平成 28 年 10 月 16 日、一部改訂施行。
3. 平成 29 年 4 月 1 日、一部改訂施行。
4. 平成 30 年 4 月 1 日、一部改訂施行。
5. 平成 30 年 9 月 1 日、一部改訂施行。
6. 平成 30 年 11 月 16 日、一部改訂施行。
7. 平成 31 年 4 月 1 日、一部改訂施行。
8. 令和 2 年 2 月 14 日、一部改訂施行。
9. 令和 2 年 5 月 1 日、一部改訂施行。
10. 令和 5 年 12 月 1 日、一部改訂施行。